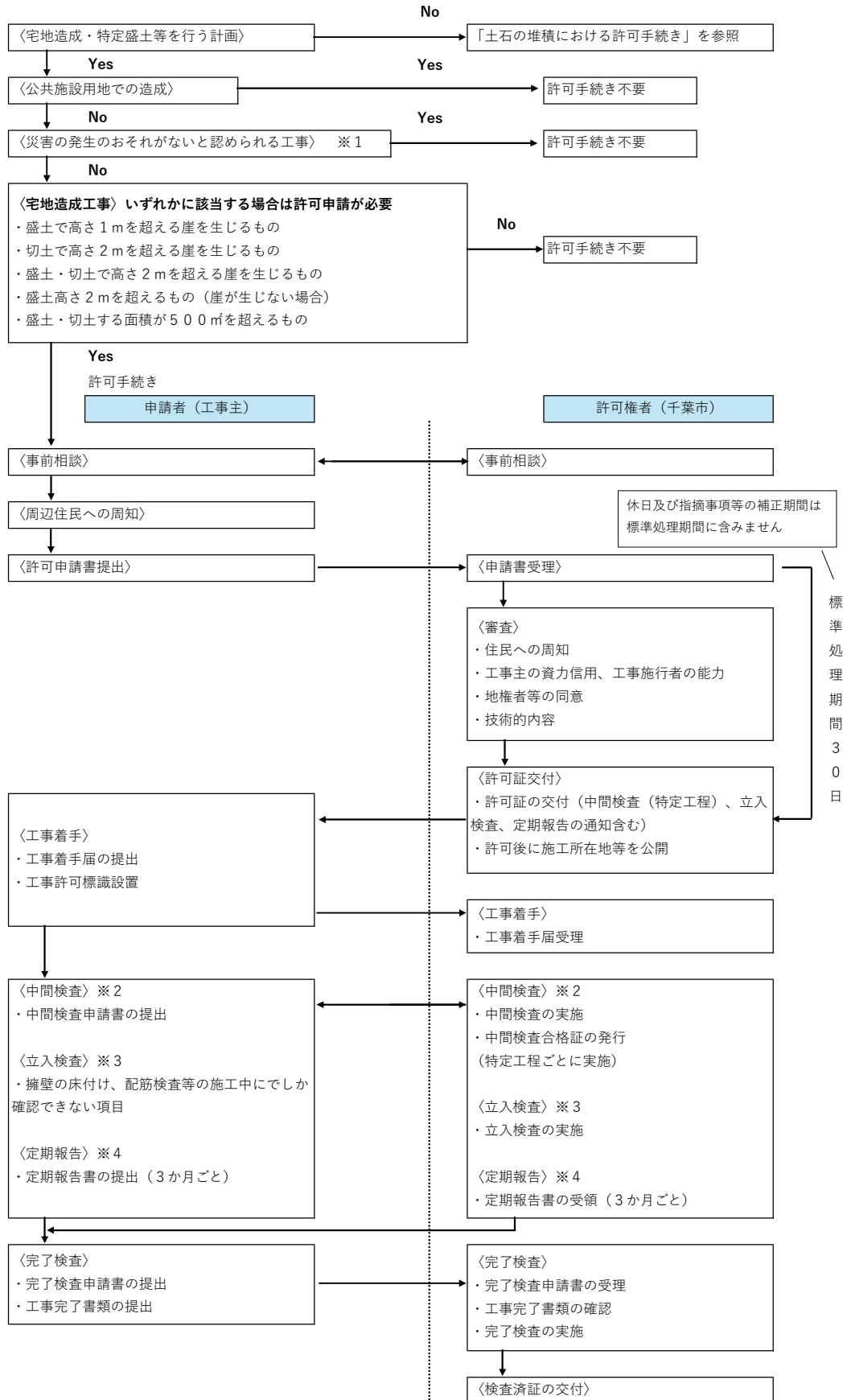


宅地造成工事における許可手続き



※1：災害の発生のおそれがないと認められる工事については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。（P16）

※2：一定規模以上の造成を行う場合、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設への設置状況を検査します。

（特定工程） ※一定規模の条件については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。（P43）

※3：立入検査については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。（P44）

※4：定期報告が必要な規模については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。（P45）